

新潟不惑ハーフブラックス規約

第1条（名称）

本会は新潟不惑ハーフブラックスと称する

第2条（目的）

本会の目的は40歳以上のラグビー愛好者の親和を図ることにある

第3条（事業）

本会はその目的達成のため次の事業を行う

1. 本会々員が参加するラグビーフットボールの練習
2. 本会々員が参加するラグビーフットボールの試合
3. 幼年及び少年ラグビーフットボールの育成、指導
4. 集会、その他必要事項

第4条（会員資格）

本会の趣旨に賛同し、別途定める年会費を納入したことをもって会員とする

一般会員 新潟県内に在住する者

県外会員 新潟県外に在住する者

休部会員 会員資格を有し、一時的に本会事業に参加できない者

第5条（役員）

本会の役員および役員を選出、並びに任務は次の如く定める

1. 会長 1名 会員互選
本会を代表して事業を総括する
2. 副会長 若干名 会員互選
会長を補佐し事業を代行し得る
3. 幹事長 1名 会員互選
会長を補佐し本会の運営にあたる
必要に応じ幹事会を招集し本会の運営にあたる
4. 副幹事長 若干名 会員互選
幹事長を補佐し本会の運営にあたる
5. 主務 1名 会員互選
本会の事務全般を総括し本会の運営にあたる
6. 副主務 若干名 会員互選
主務を補佐し本会の運営にあたる
7. 主将 1名 会員互選
本会々員が参加するラグビーフットボールの練習及び試合を主幹し、その運営にあたる
8. 副主将 若干名 会員互選
主将を補佐し、主将の任務を代行し得る
9. 会計 1名 会員互選
本会の会計事務を総括し本会の運営にあたる

10. 副会計 若干名 会員互選

会計を補佐し本会の運営にあたる

11. 役員会は、本会の事業達成のため必要に応じて開催し、総会に準じた資格を得る

その召集は会長が行う

第6条（幹事、その他の役員）

本会に幹事を若干名、置くことができる

幹事は幹事長を補佐し本会の運営にあたる

幹事の選任は役員会において決定する

必要に応じてその他の役員を置くことができる

その任務と選任は役員会において決定する

第7条（顧問）

本会に顧問を若干名、置くことができる

顧問の選任は役員会において決定する

第8条（役員任期）

本会の役員任期は2年とし再任は妨げない

第9条（総会）

本会の定期総会は、年1回として、会長が召集する また、必要に応じて臨時総会を開く

総会の議案は出席者の過半数の賛成で成立する

第10条（運営費用）

本会の運営費は会費および寄付金、その他による

第11条（弔慰金）

本会々員がご逝去された場合、弔電を送り別途定める弔慰金を支給する

第12条（パンツの贈呈）

本会は数え年で下記の該当年齢に達した者に下記に定める色のパンツを贈呈する

60歳 赤 70歳 黄 80歳 紫 90歳 金

第13条（除名）

以下の者を本会々員から除名する 但し、その決定は役員会で行う

1. 本会の目的に反し著しく本会の事業を妨げた者

2. 会費を納入しなかった者

第14条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる

第15条（規約の改廃）

本会の規約改廃は総会で行い、出席者の2/3以上の賛成で成立する。

別に定める規定の改廃は役員会で行い、出席者の2/3以上の賛成で成立する。

平成29年2月4日 制定